

# 無料 わが家の木造住宅 耐震診断

地震による家屋の倒壊から身を守るために、  
“すまいの耐震性”を確認しましょう！

阪神・淡路大震災  
における死因

84%

建物の倒壊等による  
圧死、圧迫死

## 耐震改修等補助金について

### 耐震診断について

市から委託を受けた耐震診断員（建築士）が、  
現地調査を行い耐震診断結果報告書をお渡し  
します。

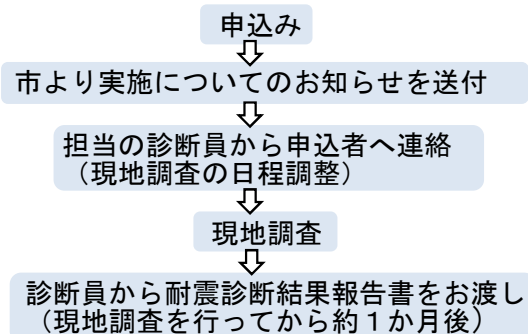
### 申込み条件

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅  
であることが条件です。  
※プレハブ・ツーバイフォーを除く。  
※貸家の場合は居住者の同意が必要。

### 申込み方法

裏面の申込用紙に必要事項を記入の上、  
住宅政策課に提出してください。（電話、  
WEBでの申込みも受け付けます。）

### 耐震診断の流れ



※診断の実施時期について、申込み状況に  
よっては2か月程お待ちいただく場合があり  
ますので、あらかじめご了承ください。

《判定値とは》

各階、各方向について、保有する耐力が必要耐力の何倍ある  
かのことで、各値の最も小さい数値が建物の判定値となります。

判定値:1.5以上	:倒壊しない
〃 :1.0以上1.5未満	:一応倒壊しない
〃 :0.7以上1.0未満	:倒壊する可能性がある
〃 :0.7未満	:倒壊する可能性が高い

※震度6強から震度7クラスの大規模な地震に対して倒  
壊の可能性を判定します。

一宮市が実施した「木造住宅無料耐震診断」の結果に基づき、  
各種補助制度を設けています。

種類	条件
耐震改修補助 （上限100万円）	判定値1.0未満と診断された住宅を判定 値1.0以上とする。（ただし、判定値を最 低でも0.3以上あげることに）
簡易耐震改修補助 （上限30万円）	判定値0.7未満と診断された住宅を判定 値0.7以上1.0未満とする。
耐震シェルター等 設置補助 （上限25万円）	判定値0.7未満と診断された住宅に耐震 シェルター等を設置する。
解体補助 （上限20万円）	判定値0.7未満と診断された延べ床面積 30㎡以上の住宅1棟全てを解体する。

令和5年4月1日現在

※全ての補助制度について、契約・工事着手の前に補  
助金交付申請が必要です。

申請前に工事の契約、着手をすると補助金を交付する  
ことはできませんのでご注意ください。

わからないことがあれば  
気軽にご相談ください！



#### 【お問合せ・申込み先】

〒491-8501  
一宮市本町2丁目5番6号  
一宮市建築部住宅政策課 対策グループ  
TEL 0586-85-7010（直通）  
FAX 0586-73-7809  
Email: jusei@city.ichinomiya.lg.jp  
一宮市ウェブサイト(ID:1002206)



QRコード

受付番号

05

# 無料耐震診断申込書

無料耐震診断の結果、危険と判断された場合は改修するよう努力します。

申込者

氏名  
(建物所有者  
等の権利者)

フリガナ

住所

〒

住所

連絡先

TEL

自宅

携帯電話

住宅の概要

所在地

※住所地と同じ場合は、記入不要です。

一宮市

階数・面積

※面積はおおよそでかまいません。

1階 ( m<sup>2</sup>・坪) 2階 ( m<sup>2</sup>・坪)

建築年

明治 大正 昭和 年 月建築

増築

していない した (木造 木造以外) (昭和・平成 年 月)

構造

ツーバイフォー、プレハブ、混構造でない

種類

専用住宅 店舗等併用住宅 長屋 共同住宅

居住関係

自己居住 貸家 空家

※崩壊している場合は住宅政策課へご相談ください。

貸家の場合、耐震診断の実施について、居住者の同意を得ている。

図面

ある ない

診断後の予定

あり (改修・解体・シェルター・その他) なし (未定)TEL 診断員が診断時期について問合せをさせて頂く場合、都合の良い時間帯等を記入して下さい。(〇囲い又は数字)  
いつでも ・ 平日 ( 時頃) ・ 土日 ( 時頃)【受付チェックリスト】 ※住宅政策課記入  
昭和56年5月31日以前に着工の木造住宅

統合データ	お知らせ書類			発注
初回 ・ 2回目	入力	発行	発送	
市データ 確認 建築年	面積			
備考				

受付欄